

庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画の見直しについて

1 趣旨

平成30年1月に策定した「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」（以下、基本計画という）に基づき、次代を担う子供たちにとって、よりよい教育環境を整えるため、学校の適正配置の取り組みを進めてきた。

令和3年4月には、小学校5校が統合したところであるが、令和3年6月に開催された庄原市総合教育会議での市長からの提案、また、庄原市議会からの基本計画に対する附帯決議、更に、基本計画策定時から教育を取り巻く環境・諸条件が変化している現状を踏まえ、基本計画「第3 学校適正規模・適正配置の方針：7 計画の見直し」に基づき、計画を見直すものである。

2 取り組み状況

基本計画により、小学校を第1、第2グループの2つに分け、中学校を第3グループとして取り組みを行っている。第1グループの取り組みを進めた結果、令和3年4月に5校が統合した。

第2グループについては、令和2年度から説明会を開始しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、十分な議論ができていない状況である。

3 基本計画を見直す理由

- (1) 庄原市総合教育会議において子供たちの教育環境を整えていくことを基本とし、しっかりと時間をかけて協議することが必要であると意見がまとめられたこと。

(令和3年6月)

「総合教育会議：市長のまとめ」

小学校についても中学校についても、複式学級や極小規模という状況もあるが、子供たちの状況及び推移を見極めながら、保護者、地域と十分に時間をかけて子供の教育環境のことを考えながら、適正配置に取り組んでいただきたいと考えている。そして、中学校の適正配置については、計画の見直しについてしっかり協議をいただきたいと考えている。

- (2) 庄原市議会から附帯決議がされていること。

(令和3年9月議会)

「令和2年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議」

今後、庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に取り組むにあたり、対象地域の関係者の意見をよりていねいに集約することにより、実施時期や統合の是非の判断を適切に行うこと。

- (3) 基本計画策定後、子供たちを取り巻く教育環境に変化が出ていること。

- ① コロナ禍にある環境：新たな学びの研究の必要性
- ② 県立三次中学校・高等学校（中高一貫教育校）の設置
- ③ 国における学級編制基準の見直し：35人学級編制の確立（令和7年度：小学校完了）
- ④ 公立高等学校入学者選抜制度の改革

- (4) 協議を深めていく必要、実態を変えていく必要があること。

- ① コロナ禍にある環境：保護者・地域との協議の場の確保
- ② 基本計画にある学校間の相互理解の取り組み
- ③ 中学校卒業時に進路選択できる学力
- ④ 学校教育において求められる資質・能力の育成

4 基本計画の見直し

(1) 基本的な考え方について

学校の実態や教育環境を十分検討しつつ、保護者及び地域と、より一層協議を重ねていく。

(2) 小学校について

①第1グループの栗田小学校を含め、第2グループ対象校の統合時期は延期し、複式学級の編制状況及び児童数の推移やこれからの児童に求められる資質・能力などのことを踏まえ、統合について協議を行う。

②統合決定にあたっては、従前どおり保護者及び地域の理解を得ることとする。

③統合への理解が得られない状況においては、次に該当する場合、保護者及び地域と統合について協議を行う。

ア 保護者及び地域から統合の検討について、意見・要望があった場合。

イ 複式学級編制（第1・2学年8人以内、第3・4学年16人以内、第5・6学年16人以内）の状況が見込まれる場合。

なお、ア、イに該当しない場合でも、児童数の減少傾向がみられる場合は、再度統合の検討を提案する。

(3) 中学校について

①令和9年4月の統合は実施せず、統合の時期を定めないこととする。

②令和9年4月以降の計画については、保護者及び地域と統合について協議のうえ、方針を決定することとする。

③令和9年4月までの間で、次に該当する場合は、保護者及び地域と統合について協議を行う。

ア 保護者及び地域から統合の検討について、意見・要望があった場合。

イ 複式学級編制基準（2学年で8人以内）の生徒数が見込まれる場合。

ウ 統合校の組み合わせについても検討する意見が出た場合。